

経施第6375号

20. 5. 23

施設等機関の長
各 幕 僚 長
情 報 本 部 長
技術研究本部長 殿
装備施設本部長
防 衛 監 察 監
各地方防衛局長

経 理 装 備 局 長

公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札
方式について（通知）

標記について、別添のとおり通知があったので、周知されたく通知す
る。

添付書類：財計第1279号（平成20年5月2日）

配布区分：経理装備局会計課長、装備政策課長、地方協力局地方協力企
画課長

財 計 第 1 2 7 9 号
平成 2 0 年 5 月 2 日

防 衛 大 臣 殿

財 務 大 臣 額 賀 福 志 郎

公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札
方式について（通知）

標記のことについて、国土交通大臣から別紙により取り扱いたい旨の協議があり、異存のない旨回答したので、貴省庁において別紙により取り扱う場合には、予算決算及び会計令第 9 1 条第 2 項の規定による財務大臣に対する協議は整ったものとし、同令第 7 9 条括弧書きの財務大臣の定める価格は、同令第 8 0 条の規定に基づき算定する価格として処理されたい。

別 紙

公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式

I 適用範囲

入札者の提示する専門的知識、技術及び創意等（以下「技術等」という。）によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずると大臣が認める公共工事に関する調査及び設計に係る契約を締結しようとする場合に適用する。

II 落札方式

- 1 入札者に価格及び技術等をもって申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、
III「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
 - (1) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
 - (2) 入札に係る技術等が、入札公告又は入札公示（これらに係る入札説明書を含む。以下「入札公告等」という。）において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。
- 2 上記1の数値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

III 総合評価の方法

1. 入札価格に対する得点配分が全体の四分の一以上となる割合とする。
2. 入札価格の評価方法については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。
3. 技術等の評価方法については、次のとおりとする。
 - (1) 評価の対象とする技術等については、当該調達の目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。
 - (2) 必須とする項目については、各項目毎に最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件以上の部分については評価に応じ得点を与える。
 - (3) 必須とする項目以外の項目については、各項目毎に評価に応じ得点を与える。
 - (4) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
4. 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

IV その他

この落札方式による場合には、落札決定に当たって総合評価による旨及びその方法を入札公告等において明らかにするものとする。